

国立大学法人兵庫教育大学経営協議会（第6回）議事要旨

日 時 令和6年3月15日（金）13:30～15:10

方 法 Web会議システム

審議に先立ち、第5回議事要旨（案）の確認が行われ、了承された。
次いで、学長から、配付資料2に基づき、大学経営と大学改革に関する学長報告が行われた。

議 事

1 審議事項

(1) 定年延長への対応に係る関係規則等の改正について

事務局長から、配付資料3-1に基づき、昨年11月の経営協議会で了承された本学の定年延長への対応について、その後の手続きや確認の中で、一部変更する必要が生じたこと及び修正案について説明が行われ、了承された。

引き続き、配付資料3-2～-9に基づき、本学の定年延長への対応を踏まえた関係規則等を制定・改正することについて説明が行われ、了承された。

(2) 附属学校園に係る関係規則等の改正について

事務局長から、配付資料3-7～-9、4-1～-4に基づき、附属学校園に係る関係規則等を改正することについて説明が行われ、了承された。

(3) 特定有期雇用教職員、非常勤職員の給与額の改正について

事務局長から、配付資料3-7、-9に基づき、特定助教及び教材文化資料コーディネーターの給与額を改正することについて説明が行われ、了承された。

(4) 常勤監事の雇用に係る役員報酬規程の改正について

事務局長から、配付資料5に基づき、令和6年9月から任命予定の常勤監事の俸給を定めることについて説明が行われ、了承された。

(5) セクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止に係る関係規則等の改正について

事務局長から、配付資料6-1、-2及び参考資料1に基づき、セクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止に係る関係規則等を改正することについて説明が行われ、了承された。

なお、就業規則の改正等に関して、意見交換が行われた。

委員による主な意見は次のとおり（○：意見、●：回答）

○令和6年4月から労働条件明示のルールが改正され、就業場所及び業務の範囲の変更の明示が求められることとなる。就業場所の変更の明示については、就業規則に規定されているが、業務の変更の範囲の明示については、どのように対応する予定であるのか。

●労働条件通知書の中で明示する予定である。

(6) 令和6年度予算実施計画について

事務局長から、配付資料7-1、-2及び参考資料2に基づき、令和6年度予算実施計画について説明が行われ、了承された。

- (7) 第4期中期目標中期計画期間 教育研究充実積立金執行計画について
事務局長から、配付資料8に基づき、文部科学大臣に承認申請していた令和4年度剰余金が2月15日付で承認されたことを受け、これを財源とした第4期中期目標中期計画期間 教育研究充実積立金執行計画案について説明が行われ、了承された。
- (8) 兵庫教育大学キャンパスマスタープランについて
事務局長から、配付資料9に基づき、兵庫教育大学キャンパスマスタープランの改正案について説明が行われ、了承された。
- (9) 兵庫教育大学施設整備年次計画について
事務局長から、配付資料10に基づき、兵庫教育大学施設整備年次計画案について説明が行われ、了承された。
- (10) 兵庫教育大学インフラ長寿命化計画（行動計画）について
事務局長から、配付資料11に基づき、兵庫教育大学インフラ長寿命化計画（行動計画）の改定案について説明が行われ、了承された。

2 報告事項

- (1) 令和6年度学校教育学部、大学院学校教育研究科（修士課程・専門職学位課程）及び大学院連合学校教育学研究科の入学者選抜状況について
須田副学長、吉水副学長から、配付資料12-1～-3に基づき、令和6年度学校教育学部、大学院学校教育研究科（修士課程・専門職学位課程）及び大学院連合学校教育学研究科の入学者選抜状況について報告が行われた。
- (2) 次期役員等について
学長から、役員等について、報告が行われた。
- (3) その他
・委員の任期更新について
学長から、委員の任期中のご協力に対し、お礼が述べられた。続いて、来年度以降も引き続き委員をお願いすることの報告が行われた。

－ 以 上 －